

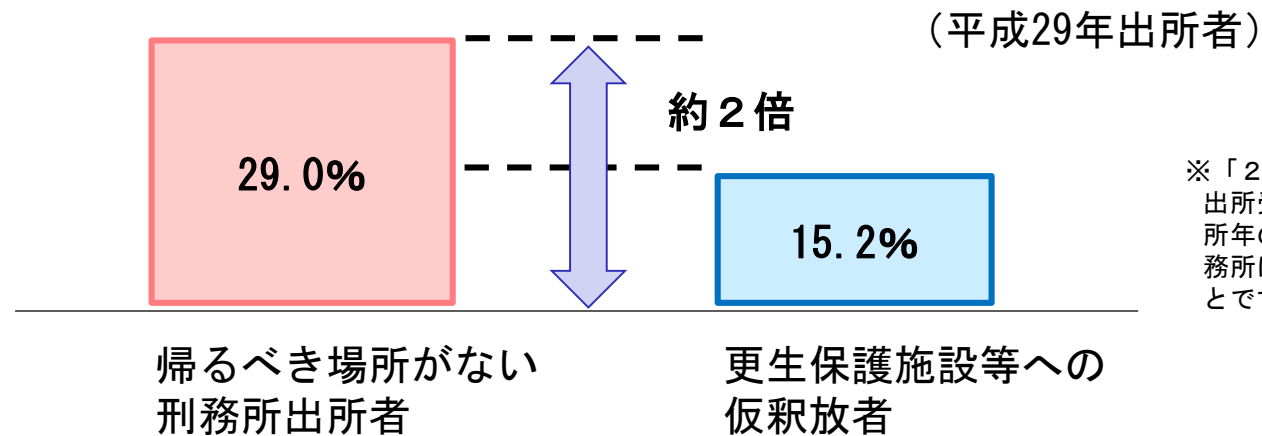
協議事項 2 刑務所出所後の住居確保の流れについて

〔 東京保護観察所 〕

出所者の住居の有無と再犯の関係

住居の有無別の刑務所出所者の2年以内再入率

→ 適切な住居がないまま釈放された者の2年以内再入率(※)は、適切な住居を確保して仮釈放となった者の約2倍



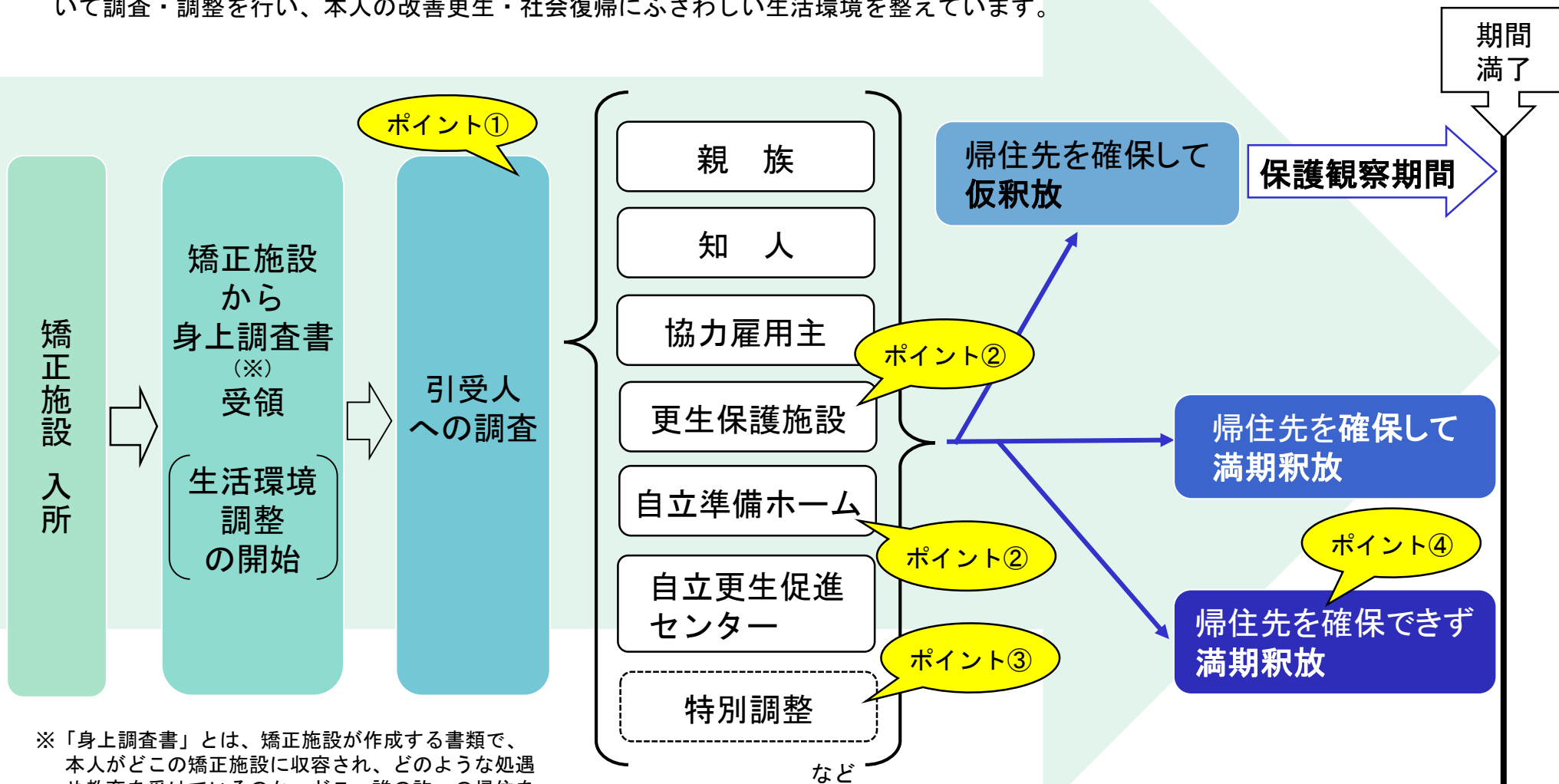
※「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再び刑務所に入所した人員の比率のことです。

- ・ 再犯防止のためには、適切な住居の確保が不可欠
- ・ このため、保護観察所では、矯正施設在所中から、出所後の生活環境を整える取組に力を入れている。

矯正施設入所から出所後の住居確保までの流れ

刑務所や少年院などの矯正施設に收容されている人が、釈放後に再び犯罪や非行をせずに生活していくためには、矯正施設在所中から、適切な住居や見守ってくれる人を確保したり、釈放後の生活などについて予め考えておくことが不可欠です。

保護観察官や保護司は、引受人や関係者との面接等を通じ、住居、就労・就学先、家族関係、交友関係、被害弁償などについて調査・調整を行い、本人の改善更生・社会復帰にふさわしい生活環境を整えています。



※「身上調査書」とは、矯正施設が作成する書類で、本人がどこの矯正施設に收容され、どのような処遇や教育を受けているのか、どこ・誰の許への帰宅を希望しているのかなど、生活環境の調整に必要な情報が記載されています。

引受人への調査

1 帰住予定地としての適格性

- ・ 本人が相当期間居住可能か？
- ・ 本人の改善更生の場としてふさわしいか？

2 引受人としての適格性

- ・ 引受意思があるか？
- ・ 引受能力があるか？

保護司や保護観察官が、
これらの観点に留意して、
帰住予定地及び引受人の
適格性を判断します。

更生保護施設と自立準備ホーム ～一時的な住居確保として～

更生保護施設

住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援している。

高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物処遇重点実施更生保護施設の拡大により、更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている。

※ R2. 6. 30現在、東京都内に19施設。年間約1,700人を受け入れている。

自立準備ホーム

刑務所出所者等で、適当な住居の確保が困難な者に対して、更生保護施設への入所、協力雇用主等のもとへの住み込み就労及び自立更生促進センターへの入所等の措置がなされてきたが、更に社会の中に多様な受皿を確保する方策として、H23. 4から「緊急的住居確保・自立支援対策」を実施している。あらかじめ保護観察所に自立準備ホームとして登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託している。

※ R2. 6. 30現在、東京都内に25法人44施設。年間約170人を受け入れている。

特別調整

～高齢又は障害を有する者に対する環境調整～

- ・ 高齢又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けられるようにするための取組（H21.4～）
- ・ 各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等の利用について手厚い調整を行っている。

※ 令和元年度に、特別調整により東京都内への帰住を希望し、東京都地域生活定着支援センターが調整した者は、59名。全国における特別調整の1割弱を占める。

満期釈放者等に対する手当 ～更生緊急保護～

- ・ 満期釈放後，親族からの援助や公的機関等からの保護を受けることができない場合などに，本人の申出により，緊急的に，必要な援助や保護の措置（更生保護施設や自立準備ホームへの入所を含む）を実施することにより，速やかな改善更生を図るもの。
- ※ 更生緊急保護は，満期釈放者だけでなく，保護観察に付されない執行猶予者，起訴猶予者，罰金・科料の言い渡しを受けた者，労役場出場者，少年院退院者等に対しても措置できる。
- ※ 平成30年の東京保護観察所における更生緊急保護開始（受理）人員は1,103名　うち満期釈放者は748名

住居確保の困難性

- 更生保護施設への在所は期限がある（一般的には最長半年まで）。
- 身元保証人が不在であること等から、更生保護施設から退所後の住居の確保が難しい。